

## 令和3年度介護保険制度改正について（人員、設備及び運営基準）

令和3年度の介護保険制度の改正内容（人員、設備及び運営基準）をサービス種別毎に記載しておりますので、条例及び要綱と照らし合わせながら内容をご確認ください。

なお、本改正は令和3年4月1日から施行されました。（ただし、居宅介護支援の②の改正については令和3年10月1日から、居宅介護支援の③の改正については公布日からの施行となります。）

### 1. 区指定の全サービス共通（居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型・総合事業）

#### ① 感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

#### ○該当する条文

- ・中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「居宅介護支援基準」という。）第23条の2
- ・指定中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下、「介護予防支援基準」という。）第22条の2
- ・中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下、「地域密着型基準」という。）第33条及び第59条の16（第59条、第80条、第108条、第128条及び第202条は第33条又は第59条の16の規定を準用する。）
- ・中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下、「地域密着型予防基準」という。）第31条（第65条及び第86条は第31条の規定を準用する。）
- ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービス並びに活動援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下、「生活援助・活動援助基準」という。）第20条及び第36条
- ・中野区介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問サービス並びに予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下、「予防訪問・予防通所基準」という。）第29条及び第49条

## ② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

### ○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第21条の2
- ・介護予防支援基準第20条の2
- ・地域密着型基準第32条の2（第59条、第59条の20、第80条、第108条、第128条及び第202条は第32条の2の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第28条の2（第65条及び第86条は第28条の2の規定を準用する。）
- ・生活援助・活動援助基準第9条の2（第38条は第9条の2の規定を準用する。）
- ・予防訪問・予防通所基準第11条の2（第55条は第11条の2の規定を準用する。）

## ③ ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

### ○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第21条
- ・介護予防支援基準第20条
- ・地域密着型基準第32条、第56条、第59条の13、第123条（第80条、第108条及び第202条は第59条の13の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第28条及び第81条（第65条は第28条の規定を準用する。）
- ・生活援助・活動援助基準第9条及び第34条の2
- ・予防訪問・予防通所基準第11条及び46条の2

## ④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第15条、第23条の2及び第29条の2
- ・介護予防支援基準第22条の2、第28条の2及び第32条
- ・地域密着型基準第33条、第39条、第40条の2、第59条の16、第59条の17、第87条、第117条（第59条、第80条、第108条、第128条及び第202条は第33条、第39条、第40条の2、第59条の16又は第59条の17の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第31条、第37条の2、第39条、第49条及び第78条（第65条及び第86条は第31条、第37条の2及び第39条の規定を準用する。）
- ・生活援助・活動援助基準第20条、第25条の2及び第36条（第38条は第25条の2の規定を準用する。）
- ・予防訪問・予防通所基準第29条、第36条の2及び第49条（第55条は第36条の2の規定を準用する。）

#### ⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第33条
- ・介護予防支援基準第35条
- ・地域密着型基準第204条
- ・地域密着型予防基準第92条
- ・生活援助・活動援助基準第42条
- ・予防訪問・予防通所基準第57条

#### ⑥ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認める。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第33条
- ・介護予防支援基準第35条
- ・地域密着型基準第204条
- ・地域密着型予防基準第92条

- ・生活援助・活動援助基準第42条
- ・予防訪問・予防通所基準第57条

#### ⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

##### ○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第24条
- ・介護予防支援基準第23条
- ・地域密着型基準第34条（第59条、第59条の20、第80条、第108条、第128条及び第202条は第34条の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第32条（第65条及び第86条は第32条の規定を準用する。）
- ・生活援助・活動援助基準第20条の2（第38条は第20条の2の規定を準用する。）
- ・予防訪問・予防通所基準第30条（第55条は第30条の規定を準用する。）

#### ⑧ 高齢者虐待防止の推進

障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

##### ○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第3条、第20条及び第29条の2
- ・介護予防支援基準第3条、第19条及び第28条の2
- ・地域密着型基準第3条、第31条、第40条の2、第55条、第59条の12、第73条、第100条、第122条（第59条、第59条の20、第80条、第108条、第128条及び第202条は第40条の2又は第100条の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第3条、第27条、第37条の2、第57条及び第80条（第65条及び第86条は第37条の2の規定を準用する。）
- ・生活援助・活動援助基準第3条、第8条、第25条及び第34条
- ・予防訪問・予防通所基準第3条、第9条、第36条及び第46条

#### ⑨ 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用とPDCAサイクルの推進

全てのサービスについて、「科学的介護情報システム（LIFE）」を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第3条
- ・介護予防支援基準第3条
- ・地域密着型基準第3条
- ・地域密着型予防基準第3条
- ・生活援助・活動援助基準第3条
- ・予防訪問・予防通所基準第3条

## 2. 居宅介護支援

### ① 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。

- ・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸各サービスの割合
- ・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第6条

### ② 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する。なお、この改正は令和3年10月1日施行とする。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第15条

### ③ 管理者要件の取扱いについて

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとするが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準第5条

### ④ 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所

については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

○該当する条文

- ・居宅介護支援基準附則

### 3. 夜間対応型訪問介護

#### ① オペレーターの配置基準等の緩和

地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、以下について可能とする。

ア オペレーターについて、

- i 併設施設等（短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の職員と兼務すること。（指定地域密着型基準第47条関係）

- ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。（地域密着型基準第47条関係）

イ 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。

ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第56条

#### ② サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第57条

### 4. 地域密着型通所介護

#### ① 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の15

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の13

**5. (介護予防) 認知症対応型通所介護**

① 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第66条
- ・地域密着型予防基準第10条

② 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の15（第80条で第59条の15の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第30条

② 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認

知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の13（第80条で第59条の13の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第28条

## 6.（介護予防）小規模多機能型居宅介護

### ① 小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第82条及び第83条
- ・地域密着型予防基準第44条及び第45条

### ② 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると区が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

（※）区が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、区が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第101条
- ・地域密着型予防基準第58条

### ③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の13（第108条で第59条の13の規定を準用する。）
- ・地域密着型予防基準第28条（第65条で第28条の規定を準用する。）

## 7. 看護小規模多機能型居宅介護

### ① 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると区が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

（※）区が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間は基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、区が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第101条（第202条で第101条の規定を準用する。）

### ③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第59条の13（第202条で第59条の13の規定を準用する。）

## 8. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

### ① 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

ア 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。（地域密着型基準第113条及び地域密着型予防基準第74条関係）

イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護

実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第110条、第111条及び第113条
- ・地域密着型予防基準第71条、第72条及び第74条

#### ② 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第110条
- ・地域密着型予防基準第71条

#### ③ 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームでは、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを区や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第117条
- ・地域密着型予防基準第87条

#### ④ 計画作成担当者の配置基準の緩和

認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第110条
- ・地域密着型予防基準第71条

#### ⑤ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・地域密着型基準第123条
- ・地域密着型予防基準第81条

### 9. 総合事業訪問型サービス

#### ① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

○該当する条文

- ・生活援助・活動援助基準第24条
- ・予防訪問・予防通所基準第35条

### 10. 総合事業通所型サービス

#### ① サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

○該当する条文

- ・生活援助・活動援助基準第24条
- ・予防訪問・予防通所基準第35条

#### ② 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。）

○該当する条文

- ・生活援助・活動援助基準第37条
- ・予防訪問・予防通所基準第50条

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

○該当する条文

- ・生活援助・活動援助基準第34条の2
- ・予防訪問・予防通所基準第46条の2